



# KAIRO for BUSINESS

海路ニュースレター版 (for 企業法務) 年3回刊

## 【Q & A】 そうだ！弁護士に聞いてみよう！《従業員への損害賠償》

(秘書) 先生！最近、会社の従業員が不祥事を起こしてニュースによくなりますね。こういった場合、会社はどのように対処するのですか。

(地引) そうですね。色々と考えられますが…、問題となる点として、会社の従業員に対する損害賠償責任の追及があります。

例えば、会社のお金を横領したり、会社のルールに背いたり、会社の備品とかを壊したりして会社に損害を生じさせた場合とかですかね。

(秘書) そういえば、そんな感じの案件もありました。でも、従業員が会社に損害を与えた場合、その従業員は、会社の損害全部を負担しなければならないのですか？ちょっと、腑に落ちないのですが…。

(地引) いい質問ですね。結論から言うと、会社の従業員に対する損害賠償請求は、制限されることがあります。

(秘書) やはりそうなのですね！なぜ制限されるのですか？

(地引) それもまたいい質問ですね。会社は、従業員を用いて利益を上げたりしているよね。それなのに、いざ従業員の行為によって会社に損害が発生したとき、その損害全部を従業員へ負担させるのは公平ではないですよね。

(秘書) そうですね。

(地引) とはいって、具体的にどれぐらい制限されるかは色々な事情を踏まえて判断されます。例えば、会社が問題となった従業員の行為について、予防策を講じていたかどうかです。会社が予防対策をしていたのに従業員がやってしまった場合と、会社が予防対策をすることな

く従業員がやってしまった場合とを比較したら、後者の方が会社の負担割合を増やすべきですね。

(秘書) なるほど！それなら、会社と従業員との間で、従業員がペナルティーになるような行為をした場合、従業員が会社に対し、賠償金として、いくらくら支払えと約束させるのはどうですか？凄く効果がありそうですが。

(地引) なかなか強烈な案ですね(笑)。ただ、労働基準法は、そのような損害賠償額を予定する約束(契約)を禁止しています。なので、そのような約束(契約)は無効となります。

(秘書) なぜですか？

(地引) 簡単にいうと、労働者の足止め(拘束)を防止することです。そんな約束をしたら、従業員の自由な意思を不当に拘束して、労働関係の継続を強要することになりますよね。

賠償予定の禁止規定に違反すると、罰則もあるため、会社としては、従業員との間で、そのような契約をしないよう注意が必要ですね！



弁護士 地引 雅志  
(ちびき まさし)

☞このコラムは、2019年8月のメールで配信されました。  
☞山下江法律事務所 YouTube チャンネルでは、  
企業法務セミナーの動画などを公開しております。  
ぜひご覧ください。<http://urx2.nu/HhMA>



## 「パワーハラスメント対策と法改正」について

社会保険労務士/松本雄介



今回のテーマは  
「パワーハラスメント  
対策と法改正」に  
ついてです。

「パワーハラスメン  
ト防止対策」を盛り

込んだ改正法が5月29日に成立しました。これ  
により、今まで法律上の義務がなかったパワーハラ  
スメント対策が事業主の義務となります。

厚生労働省が定義する職場におけるパワーハラスメントとは①優越的な関係を背景とした②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により③就業環境を害すること(身体的若しくは精神的な苦痛を与えること)の3つの要素をすべて満たす場合です。

「優越的な関係」には「職務上の地位」のみに限らず、人間関係や専門知識、経験などの様々な優位性が含まれます。つまり、上司から部下だけに限らず、同僚間や部下から上司に対して行われる行為も場合によってはパワーハラスメントに該当しうるということです。

「業務の適正な範囲」とは、業務上の必要な指示や注意・指導を不満に感じたりする場合でも、業務上の適正な範囲で行われている場合には、パワーハラスメントにはあたりません。上司は自らの職位・職能に応じて権限を発揮し、業務上の指揮監督や教育指導を行い、上司としての役割を遂行することが求められます。職場のパワーハラスメント対策は、そのような上司の適正な指導を妨げるものではなく、各職場で「何が業務の適正な範囲で何がそうでないのか」その範囲を明確にすることが大切です。

パワーハラスメントにならないためには人間性や人格を否定するのではなく、「行為」に対して指導(叱る)ようにしましょう。「怒る」ではなく「叱る」です！

なお改正法は6月5日より1年以内に施行され、中小企業は最初の一定期間は努力義務となります。

フクシマ社会保険労務士法人  
2015年より弊所と業務提携

☞このコラムは、2019年7月のメルマガで配信されました。

## 第26回企業法務セミナー報告 「スッキリわかる！労働者派遣法」

第26回企業法務セミナー「スッキリわかる！労働者派遣法」を開催しました。講師は弁護士の地引雅志です。

今回のセミナーでは、派遣先企業からの視点を中心として、労働者派遣法の基本的な知識、派遣先が行うべき対応・対策等について解説しました。

参加者様から「労働者派遣は規制が厳しくなっているので、お話をあつたように留意して対応したいと思う。」「概要を大まかに掴むことができた。セミナー最後の山下先生のまとめもわかりやすく、イメージが出来た。」など高い評価を受けました。

懇親会では顧問会社様、一般参加者様、弊所弁護士との交流を深めることができました。

次回は11月14日(木)です。詳細は本紙4ページをご覧ください。



☞過去のセミナーは、  
「山下江法律事務所 YouTube チャンネル」で公開中！



## 弁護士 ON・OFF 第41回

副代表/弁護士 田中 伸

10年ほど前に購入したドライヤーのこと。コードの被覆が破れてしまい、使用中にショートするようになりました。

新品購入も考えましたが、ドライヤーの本体は問題なさそうだったので、コードを取り替えることにしました。電器店への依頼も考えましたが、それなりの日数と費用がかかりそうなので、自分で修理に挑戦してみようと思い立ちました。

まずは修理方法の調査です。ネット検索の結果、元のコードの正常部分を生かし、被覆が破れた辺りで切断して、新しいコードをつなげることにしました。

最寄りのホームセンターに行き、コード(1.5m)、コード同士をつなぐスリーブ(筒状の金属部品)、コンセントプラグのほか、ビニールテープとコードカバーを625円で購入し、自宅に帰って早速修理に取り掛かりました。

新旧コードをつなぐには、両コードの端をスリーブに入れて圧着させないといけないので



すが、専用の工具が手元にないため、この作業に悪戦苦闘。自宅にあったペンチやドライバーを駆使して、1時間半ほどかけて、何とか圧着作業をやり終えました。絶縁のため接合部分にビニールテープを巻き、コードカバーとコンセントプラグも取り付けて、見た目は修理完了です。

ドキドキしながらスイッチを入れたところ、無事温風が出てきて一安心。我ながら綺麗な仕上がりで、古いドライヤーですが、さらに愛着が湧いてきました。

☞このコラムは、2019年5月のメルマガで配信されました。

## 事務局コラム 第41回 「バルト海クルーズ」 K.N



船内で11泊・9カ国を巡る旅でした。乗船したのは全長293メートル・乗客乗員4千人以上が乗る巨大なクルーズ船です。事前にプール・シアター・カジノなど様々な施設のある巨大な船であると認識して行ったのですが、実際に目の当たりにすると想像していたよりはるかに大きく、そして全く揺れませんでした。

今回の旅は基本的に夜の間に移動し、翌朝次の国の港へ入港。夜に出港して船内での各種エンターテインメントを満喫し次の国へ移動の繰り返でした。最初に乗船する際の手続きこそ厳重なものでしたが、その後立ち寄る港では、ロシアを除いては専用のカードを提示する

だけでスムーズに出入国が可能で、EUという仕組みのメリットを感じました。

ドイツのペルガモン博物館やベルリンフィル鑑賞。エストニアのタリン市街。ロシアのエルミタージュ美術館やマリイン斯基劇場でのバレエ鑑賞。フィンランドの要塞。デンマークのニューカールスベア美術館。どれもすばらしかったのですが語り尽くせないので割愛します。

出発地であるドイツ・ヴァーネミュンデ港へ辿り着くまでに自宅を出てから丸二日。事前のロシアビザ取得は難儀でしたしコミュニケーションは全て英語。土地によっては英語すら通じない不便さもありましたが非常にすばらしい旅でした。

クルーズ船は世界各地に就航しています。次は地中海に行こうか、カリブ海に行こうかと夢は膨らむばかりです。

☞このコラムは、2019年6月のメルマガで配信されました。



## 事務局通信

### ◆第27回企業法務セミナーのご案内



2019年11月14日(木)

18:30~20:00

講師:弁護士/久井春樹

「インターネット上の契約と  
トラブル」

会場:LeReve 八丁堀(中区八  
丁堀 1-エイトビル2F)

受講料:顧問会社様無料、一般の方4,000円(※)

※1ヶ月以内に1時間の無料法律相談(税抜1万  
円相当)付きです。この機会をぜひご活用下さい。

☞セミナー後に懇親会あり。詳細は HP をご覧ください。

### ◆サンスクエア東広島まつりに出店

サンスクエア東広島まつりに、東広島支部が出  
店します。会場全体を巡るスタンプラリーの他、弊  
所では法律クイズ(お子様向けあり)や内覧会を行  
い、先着でオリジナルフーセンガムをプレゼントし  
ます。また、おまつり限定価格で相続本を販売しま  
す。ご家族みんなで遊びにきてください。

<日時>2019年9月29日(日)10:00~15:00

<場所>サンスクエア東広島(西条西本町28-6)

※東広島支部は3Fにございます。

### ◆心託コンシェルジュ誕生



このたび、相続アドバイザー(上級)の今井絵  
美(左)と黒田文(右)が、一般社団法人終活協  
議会から認定をうけて「心託コンシェルジュ」と  
なりました。相続に限らず、終活に関する不安  
や疑問に寄り添い、解決までサポートします。  
チェックしていくだけで家族に大切な想いを残  
せる「エンディングノート」もお渡ししています。

また、10月23日(水)からNHKカルチャー広島  
教室にて「はなまる終活講座」(全6回)を開講  
し、今井が講師を務めます。終活の基本から介  
護やお金、お葬式やお墓についてじっくり学  
べ、先述のエンディングノートの書き方もマスター  
できる講座です。ご興味のある方はNHKカル  
チャー広島教室のWEBサイトからお申込ください。



## 山下江法律事務所

Yamashita Ko Law Office

### 《広島本部》

〒730-0012

広島市中区上八丁堀4-27 上八丁堀ビル703  
TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652  
電話受付:平日9時~18時、土曜10時~17時

### 《福山支部》

〒720-0067

福山市西町2-10-1 福山商工会議所ビル5F  
TEL 084-993-9041 営業時間:平日9時~18時

### 《呉支部》

〒737-0051

呉市中央2-5-2 NSビル703  
TEL 0823-25-0077 営業時間:平日9時~18時

※時間外でも相談が可能な場合もありますので、まずは相談予約専用ダイヤルへお問い合わせください。

メルマガの登録は[山下江 メルマガ](#)で検索  
相談予約専用ダイヤル 0120-7834-09

### 《東広島支部》

〒739-0043

東広島市西条西本町28-6 サンスクエア東広島3-1  
TEL 082-423-1511 営業時間:平日9時~18時

### 《岩国支部》

〒740-0022

山口県岩国市山手町1-16-10 山手町ビル402  
TEL 0827-23-3005 営業時間:平日9時~18時

### 《東京虎ノ門オフィス》

〒105-0001

東京都港区虎ノ門1-5-8 オフィス虎ノ門1ビル803  
TEL 03-6632-5355 営業時間:平日9時~18時